

公益財団法人江東区健康スポーツ公社 第三者評価業務委託
プロポーザル実施要領

1 委託目的

公益財団法人江東区健康スポーツ公社（以下「当公社」という。）の区民サービスの向上、施設運営上の問題点解決、経費削減に向けた業務改善を行うため、第三者による調査及び評価を受ける。

公平な立場から管理運営状況の分析と評価を受け、PDCAマネジメントサイクルに沿って管理運営に反映し、公共施設としてより質の高いサービス提供を目指す。

2 委託業務の概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 件名 | 公益財団法人江東区健康スポーツ公社 第三者評価業務委託 |
| (2) 業務内容 | 別紙「公益財団法人江東区健康スポーツ公社 第三者評価業務委託 仕様書」のとおり |
| (3) 実施日時 | 令和5年10月11日から令和6年3月15日まで |
| (4) 履行場所 | 事務局管理係（東陽2-1-1）外、公社が指定する場所 |
| (5) 予算上限額 | 2,500,000円（税込） |

3 応募資格等

プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

(1) 応募資格

ア 江東区の指定管理業務であることを理解する者。

イ 江東区における競争入札参加資格を有すること（東京電子自治体共同運営「電子調達サービス」による）。

ウ 地方自治体において、スポーツ施設の第三者評価業務に5年以上の実績がある者。

(2) 資格制限

次のいずれかに該当する者は、応募することができない。

ア 国税及び地方税を完納していない者。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者であって復権を得ていない者等をいう）。

ウ 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（27江総経第3281号）に基づく指名停止措置を受けている者。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生債務者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生会社若しくは開始前会社。

オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある者。

4 再委託の禁止

受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ委託者の承諾を必要とする。

5 スケジュール

スケジュールは次のとおりとする。ただし、やむを得ない事情により変更することがある。

内 容	日 程
実施要領の公表期間	令和5年8月29日（火）～令和5年9月12日（火）
質問の受付期間	令和5年8月29日（火）～令和5年8月31日（木）
質問に対する回答期限	令和5年9月 4日（月）
応募申込・企画提案書の提出期限	令和5年9月12日（火） 17時厳守
第一次審査結果通知日	令和5年9月14日（木） 予定
第二次審査（プレゼンテーション日）	令和5年9月22日（金） 予定
選定結果公表	令和5年9月22日（金） 予定

※9月11日（月）は休館日のため書類受取り不可。

6 質疑・回答

- (1) 質問受付期間：令和5年8月29日（火）～令和5年8月31日（木）
- (2) 質 問 方 法：所定の質問書（様式3）に質問の要旨を簡潔に記載し、以下のメールアドレスへ電子メールで送信すること。メールの件名は、「事業者選定質問書（事業者名）」とすること。なお、電子メール以外での質問は受け付けない。
メールアドレス： keiyaku@koto-hsc.or.jp
- (3) 回 答 方 法：令和5年9月4日（月）までに当公社ホームページにて公表し、個別の回答は行わない。

7 提出書類等

(1) 提出書類及び部数

書類	部数	提出期限
応募申込書（様式1）	1部	令和5年9月12日（火）17時まで
宣誓書（様式2）	1部	
会社概要	5部	
平成30年度から令和4年度における スポーツ施設受注実績一覧表	5部	
直近の決算期における財務諸表	1部	
企画提案書	5部	
見積書（内訳含む）	1部	

※会社概要（パンフレット等）以外の書式のサイズは、A4サイズとする。

(2) 提出先及び提出方法

公益財団法人江東区健康スポーツ公社 事務局管理係（江東区健康センター内。
江東区東陽2-1-1）へ持参 ※提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

8 選定方法・評価方法

受託候補者の選定は、公募型プロポーザル方式による。

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) 第一次審査（書類審査）

提出期限までにすべての書類の提出が完了した事業者（以下「応募事業者」という。）の規格提案書に基づき書類審査を実施し、上位3事業者程度を第二次審査対象事業者とする。

(3) 第二次審査（プレゼンテーション）

二次審査対象事業者によるプレゼンテーション及び質疑応答により審査を行う。
なお、説明は本業務を主体的に担当する者が予め提出した企画提案書に基づき、20分程度で行うこと。その後の質疑応答は10分程度とする。

①実施日

令和5年9月22日（金）13時30分～

②実施場所

江東区健康センター 1階 医師控室（江東区東陽2-1-1）

(4) 選定結果の通知

①第一次審査

令和5年9月14日（木）予定 全ての応募事業者に電子メールで結果を通知。

②第二次審査

令和5年9月22日（金）予定 選定または非選定の結果を第二次審査対象事業者
者に通知。また、選定結果は公社ホームページに掲載。

9 契約手続き

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と当公社との間で、委託内容、経費等について再度調整を行ったうえで委託契約を締結する。

(2) 選定された候補者が特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（任意書式）を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

10 その他

(1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。

- (2) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (3) 郵送や電子メール等の事故については、当会社はいかなる責任も負わない。
- (4) 企画提案書及び見積書については、1者につき1提案に限る。
- (5) 企画提案書及び見積書を提出した後の差替、訂正、再提出をすることはできない。
ただし、当会社から指示があった場合を除く。
- (6) 応募申込書を提出した後、当会社が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (7) 提出された書類等は、一切返却しない。
- (8) 提出書類の作成、提出、プレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (9) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (10) 審査期間中の審査内容についての問い合わせには一切応じない。
- (11) 本プロポーザルにおいて入手した当会社の情報等を本プロポーザルの目的以外に使用すること及び第三者に漏らすことを禁ずる。

1.1 申込・問合せ先

〒135-0016 江東区東陽2-1-1

公益財団法人江東区健康スポーツ公社

江東区健康センター

事務局管理係 担当：横田・津田

電話：03-3647-5402

FAX：03-3647-5048